

## 信州エコポイント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民の家庭における地球温暖化防止の取組を促進することを目的として、温暖化防止エコポイント事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う信州エコポイント事業（県民の省エネ・エコ活動、省エネ設備機器購入又は節電の取組実績に応じて信州エコポイント（以下「エコポイント」という。）を交付し、県民が事業協賛店舗において当該ポイントと引換えに特典の提供を受けることができる事業をいう。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコポイント 県民が本事業に参加することにより実行委員会から交付され、事業協賛店舗において特典と引き換えることができるポイントをいい、1ポイントの経済的価値は100円相当とする。
- (2) ポイントカード 実行委員会がエコポイント1ポイントにつき1枚発行するカードをいう。
- (3) 事業協賛店舗 本事業の趣旨に賛同し、県民が持参したポイントカードと引換えに特典を提供する店舗等をいう。
- (4) 設備機器協力店 本事業の趣旨に賛同し、協力金を支払って実行委員会からポイントカードを取得し、省エネ設備機器（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯システム、ペレットストーブ又は薪ストーブをいう。以下同じ。）を購入した県民に対して当該ポイントカードを交付する省エネ設備機器の販売店をいう。
- (5) 協力金 設備機器協力店が、ポイントカードを取得する時に1ポイントにつき100円の割合で、交付金の原資として実行委員会に支払う金銭をいう。
- (6) 交付金 実行委員会が、ポイントカードと引換えに事業協賛店舗が特典を提供した場合に、使用されたポイントカードの枚数に応じて、事業協賛店舗の請求に基づいて支払う金銭をいう。
- (7) 協賛金 本事業の趣旨に賛同する団体、企業等が、実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）の運営に要する経費に充てることを目的に提供する金銭をいう。

### (エコポイントの交付対象及びポイント数)

第3条 エコポイントは、県民の次の各号に掲げる取組実績に対して交付する。

- (1) 省エネ活動 月ごとに、電気、ガス又は水道のいずれかの使用量を、前年同月の使用量よりも減少させた場合
- (2) エコ活動 長野県が実施する「減CO<sub>2</sub>アクションキャンペーン」（家庭部門）

に参加登録をし、その年度の実践活動後、活動報告書を減CO<sub>2</sub>アクションキャンペーン事務局に提出した場合

- (3) 省エネ設備機器の購入 設備機器協力店から、省エネ設備機器を購入した場合
- (4) 節電 平成 23 年度から平成 24 年度までの各年度において、7 月から 9 月までの期間（夏季）又は 12 月から 2 月までの期間（冬季）における電気使用量を、前年同期間の使用量よりも減少させた場合

2 交付するエコポイントのポイント数は、別表のとおりとする。

3 第 1 項第 4 号の節電の取組実績に対して交付するエコポイントをプレミアムエコポイントと称するものとする。

（エコポイントの取得手続）

第 4 条 エコポイントを取得しようとする者は、次の各号に掲げるエコポイントの区分に応じ、当該各号に定めるところにより参加手続きを行うものとする。

(1) 前条第 1 項第 1 号の省エネ活動に係るエコポイント 県民が信州エコポイント事業参加申込書（様式第 1 号）又はプレミアムエコポイント参加申込書（様式第 1 号の 2）を事務局に提出した後、同号に掲げる取組を継続して実践し、その取組に係る活動報告書（様式第 2 号）を事務局に提出すること。

(2) 前条第 1 項第 2 号のエコ活動に係るエコポイント 県民が信州エコポイント事業参加申込書その他の書面により本事業への参加の申込をするとともに、「減CO<sub>2</sub>アクションキャンペーン」（家庭部門）に参加登録をし、別に定める減CO<sub>2</sub>アクションキャンペーン活動報告書を別に定める期日までに減CO<sub>2</sub>アクションキャンペーン事務局に提出すること。

(3) 前条第 1 項第 3 号の省エネ設備機器の購入に係るエコポイント 県民が設備機器協力店から省エネ設備機器を購入する時に、信州エコポイント事業参加申込書を当該設備機器協力店に提出すること。

(4) 前条第 1 項第 4 号の節電に係るエコポイント 県民が信州エコポイント事業参加申込書（様式第 1 号）又はプレミアムエコポイント参加申込書（様式第 1 号の 2）を事務局に提出した後、同号に掲げる取組を実践し、その取組に係る活動報告書（様式第 2 号の 2）を事務局に提出すること。

2 前項第 1 号の活動報告書は、通年分、前期分又は後期分のいずれかにより作成するものとする。この場合において、通年分又は後期分の活動報告書の提出は当年度の 3 月中に、前期分の活動報告書の提出は当年度の 9 月中に行うものとする。

3 第 1 項第 4 号の活動報告書は、夏季分及び冬季分をそれぞれ作成するものとする。この場合において、夏季分の活動報告書の提出は当年度の 10 月中に、冬季分の活動報告書の提出は当年度の 3 月中に行うものとする。

4 事務局は、第 2 項の規定により第 1 項第 1 号に規定する活動報告書の提出があったとき、若しくは、第 3 項の規定により第 1 項第 4 号に規定する活動報告書の提出があ

ったとき、又は同項第2号の規定による減CO2アクションキャンペーン活動報告書の提出及び本事業への参加の意思表示があったことを確認したときは、その翌々月の末日までに、同項第1号若しくは第4号のエコポイント又は第2号のエコポイントに係るポイントカードを交付するものとする。

- 5 設備機器協力店は、第1項第3号に規定する参加申込書を受領したときは、同号のエコポイントに係るポイントカードを交付するものとする。

(エコポイントの有効期限)

第5条 エコポイントの有効期限は、交付された日の属する年度の翌年度の末日とする。

(事業協賛店舗)

第6条 事業協賛店舗として協賛しようとする店舗等の代表者は、店舗等ごとに事業協賛店舗申込書(様式第3号。以下「協賛店申込書」という。)により、実行委員会の委員長(以下「委員長」という。)に協賛を申し出るものとする。ただし、いずれの店舗等においても同一の特典を提供する場合には、代表店舗の協賛店申込書に店舗一覧表を添付することにより店舗等ごとの協賛店申込書の提出を省略することができる。

2 協賛期間は、協賛店申込書を提出した日から本事業が継続している間とする。

3 委員長は、第1項の申出を受理したときは、その店舗等を事業協賛店舗として登録するとともに、ホームページで公表し、事業協賛店舗ステッカー(第6項において単に「ステッカー」という。)を送付するものとする。

4 事業協賛店舗の代表者は、第1項の規定により提出した協賛店申込書の内容を変更しようとするとき、又は協賛を途中で辞退しようとするときは、あらかじめ事業協賛店舗(変更・辞退)届(様式第4号)を委員長に届け出るものとする。

5 委員長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかにその内容をホームページ等で公表するものとする。

6 事業協賛店舗は、ステッカーの取扱いについて、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) ステッカーは、ポイントカード使用者の見やすい場所に掲示するとともに、提供する特典の内容についても併せて掲示に努めること。

(2) 特典の内容を変更したときは、変更の日以後速やかに、提供する特典の内容の記載を変更すること。

(3) 事業協賛店舗を辞退したときは、辞退の日以後、ステッカーを掲示してはならないこと。

(特典の提供)

第7条 事業協賛店舗は、ポイントカードと引換えに、ポイントカード使用者に対し、1ポイント当たり100円相当の特典を提供するものとする。ただし、1ポイント当たり100円を超える特典を提供することを妨げない。

- 2 事業協賛店舗は、必要な場合には、特典の提供に当たり、ポイントカードの使用条件等を設定することができる。
- 3 事業協賛店舗は、特典と引換えに回収したポイントカードに使用済の処理をする等、再使用又は不正使用がされないよう適正な管理に努めなければならない。
- 4 委員長は、事業協賛店舗が提供する特典の内容を一覧表とし、ホームページで公表するとともに、パンフレットを作成し、エコポイント取得者に配布するものとする。

#### (設備機器協力店)

第8条 設備機器協力店として協力しようとする省エネ設備機器販売店の代表者は、店舗ごとに設備機器協力店申込書(様式第5号)(以下「協力店申込書」という。)により、委員長に協力を申し出るものとする。ただし、経営する各店舗において同一の協力をする場合には、代表店舗の協力店申込書に店舗一覧表を添付することにより店舗ごとの協力店申込書の提出を省略することができる。

- 2 協力期間は、協力店申込書を提出した日から本事業が継続している間とする。
- 3 委員長は、第1項の申出を受理したときは、その店舗を設備機器協力店として登録するとともに、ホームページで公表し、設備機器協力店ステッカー(第6項において単に「ステッカー」という。)を送付するものとする。
- 4 設備機器協力店の代表者は、第1項の規定により提出した協力店申込書の内容を変更しようとするとき、又は協力を途中で辞退しようとするときは、あらかじめ設備機器協力店(変更・辞退)届(様式第6号)を委員長に届け出るものとする。
- 5 委員長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかにその内容をホームページ等で公表するものとする。
- 6 設備機器協力店は、ステッカーの取扱いについて、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) ステッカーは省エネ設備機器の購入者の見やすい場所に掲示すること。
  - (2) 協力の内容を変更したときは、変更の日以後速やかに、必要事項を掲示すること。
  - (3) 設備機器協力店を辞退したときは、辞退の日以後、ステッカーを掲示してはならないこと。
- 7 設備機器協力店の代表者は、必要とするポイントカードの枚数を、エコポイント申込書(様式第7号)により委員長に申し込むものとする。
- 8 委員長は、前項の申込みを受理し、第9条に掲げる協力金の入金を確認したときは、速やかにポイントカードを送付するものとする。ただし、やむを得ない事情があり、委員長が認めた場合はこの限りではない。
- 9 設備機器協力店の代表者は、省エネ設備機器購入者から信州エコポイント事業参加申込書を受領し、ポイントカードを交付した場合には、当該参加申込書に必要事項を記入し、速やかに事務局にFAX又は郵送により提出するものとする。

#### (協力金)

第9条 前条第7項の規定による申込みがあったときは、委員長は、設備機器協力店の

代表者に対し、1ポイント当たり100円のエコポイント協力金請求書(様式第8号)により、期日を定めて請求するものとする。

- 2 設備機器協力店の代表者は、前項の規定による請求があったときは、期日までに協力金を実行委員会に払い込むものとする。

#### (交付金)

第10条 事業協賛店舗の代表者は、使用されたポイントカードの枚数に応じて、交付金を委員長に請求することができる。

- 2 前項の請求は、原則として、100ポイント単位で行うものとする。この場合において、一の事業協賛店舗又は商店街組合等が代表し、複数の事業協賛店舗分を取りまとめて、交付金の請求を行うことができるものとする。

- 3 交付金の請求は、原則として、使用されたポイントカードの原本を添付して、事業協賛店舗交付金請求書(様式第9号)により行うものとする。ただし、委員長が認めた場合には、使用されたポイントカードの枚数を証明できる資料の提出をもってポイントカード原本の添付を省略することができる。

- 4 委員長は、第1項の請求を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

#### (協賛金)

第11条 実行委員会は、県内に本店、支店、営業所等を置く法人その他の団体に対して、協賛金の募集を行うことができる。

- 2 協賛金の募集その他の取扱いについては、別に定める「信州エコポイント事業協賛金取扱要領」によるものとする。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

(別表) (第3条関係)

対象活動		交付ポイント数		確認方法
省エネ活動	月ごとに、電気、ガス又は水道のいずれかの使用量を、前年同月の使用量よりも減少させた場合	1 p	月ごとに交付	実績報告書の使用量（当年、前年）記入内容により確認する。
エコ活動	長野県が実施する「減CO2アクションキャンペーン」(家庭部門)に参加登録し、その年度の実践活動後、活動報告書を減CO2アクションキャンペーン事務局に提出した場合	3 p	年度ごとに交付	活動報告書により確認する。
省エネ設備機器の購入	太陽光発電システム	40 p	システム一式導入	(設備機器協力店での省エネ設備機器購入)
	太陽熱利用システム	40 p	システム一式導入	
	高効率給湯システム エコキュート、エコジョーズ エコフィール	20 p	システム一式導入	
	エコウイル	30 p	システム一式導入	
	エネファーム	40 p	システム一式導入	
	ペレットストーブ	40 p	システム一式導入	
	薪ストーブ	40 p	システム一式導入	
節電	平成23年度から平成24年度までの各年度において、7月から9月までの期間(夏季)又は12月から2月までの期間(冬季)における電気使用量を、前年同期間の使用量よりも減少させた場合	5 p	期ごとに交付	実績報告書の使用量（当年、前年）記入内容により確認する。

## 信州エコポイント事業 参加申込書

【共通登録事項】

【申込期限】平成 年 月 日

代表者名	(フリガナ)		世帯員数	人
連絡先	住 所	〒		
	電 話	E-mail		
	F A X			

\*参加する活動にチェックを入れてください(ひとつ、又は複数)

省エネ活動(電気、ガス、水道の使用量削減)

エコ活動(減CO2アクションキャンペーン参加)

・減CO2アクションキャンペーンへの参加登録済みの方

⇒右の欄に登録Noを記入してください

登録No
------

・減CO2アクションキャンペーンへ参加登録されていない方

⇒下記により登録してください

【減CO2アクションキャンペーン(家庭部門)参加登録記入欄】

登録No(※事務局記入欄)

チ ャ ム 名			
活 動 タ イ ト ル		人 数	人
活 動 期 間	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日		
活 動 場 所			
活 動 内 容			
	URL(活動内容を紹介するページがある場合)		

省エネ設備機器の購入(購入時に「設備機器協力店※」で記入してもらってください)

区 分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	販 売 者	所在地
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム		店 名
	<input type="checkbox"/> 高効率給湯システム		代表者氏名
	[エコキュート、エコジョーズ、エコフ ィール、エコウイル、エネファーム]		電話番号
	※購入機器を○で囲んで下さい		
<input type="checkbox"/> ペレットストーブ			
<input type="checkbox"/> 薪ストーブ			

※「設備機器協力店」として登録された販売店で購入するとその場でポイントが交付されます。それ以外の販売店ではポイントが交付されませんので、購入時によくご確認ください。

(様式第2号)(第4条関係)

### 信州エコポイント事業 活動報告書

登録 No (※事務局記入欄)

【前期分報告期限】 平成 年 月 日

提出年月日：平成 年 月 日 【後期分・通年分報告期限】平成 年 月 日

代表者名	(フリガナ)		世帯員数	人		
活動項目	<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道使用量削減		<input type="checkbox"/> 減CO2アクションキャンペーン参加			
連絡先	申込時の連絡先 (必須)			変更後の連絡先		
	住所	〒		住所	〒	
	電話			電話		
	FAX			FAX		
	E-mail			E-mail		

※申込時と連絡先が変わった方は、両方の欄にご記入をお願いします。

#### 【電気、ガス、水道使用量の記録】

項目	3月		4月		5月		6月		7月		8月	
	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年
電気 (kwh)												
ガス (m3)												
水道 (m3)												
項目	9月		10月		11月		12月		1月		2月	
	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年	昨年	今年
電気 (kwh)												
ガス (m3)												
水道 (m3)												

(注) 水道の使用量は、2ヶ月分を2で割り、該当月欄にそれぞれ記入してください。

〔報告期間〕 月～ 月分	〔減少させた月数〕 電気、ガス又は水道のいずれかの使用量を、前年 同月の使用量よりも減少させた月数	
-----------------	---	--

この様式は、環境家計簿としても使用できます

#### 【減CO2アクションキャンペーン(家庭部門)参加】

<input type="checkbox"/> 減CO2アクションキャンペーン活動報告書を提出した。	登録 No	
---	-------	--

※事務局使用欄

交付ポイント	電気・ガス・水道	減CO2	合計	集計確認	交付年月日	入力確認

※信州エコポイントは、次の場合に交付されます

- ① 電気、ガス又は水道のいずれかの使用量を前年同月の使用量よりも減少させた場合、月ごとに「1ポイント」
- ② 減CO2アクションキャンペーン(家庭部門)の活動報告書を提出した場合、年度ごとに「3ポイント」

(様式第1号の2) (第4条関係)

FAXの場合は、026-238-9780へお送りください

### プレミアムエコポイント 参加申込書

※1 **参加登録をしよう!** (事前の参加登録が必要です)

「登録事項」をご記入の上、FAX、電子メール又は郵送(表面参照)のいずれかで事務局に送付してください。

#### 「登録事項」

代表者名	(フリガナ)		世帯員数	人
連絡先	住所	〒		
	電話		E-mail	
	FAX			
取組みの宣言 <small>節電にあたって、実践 したいことや、意気込 みを宣言してくださ い!</small>	夏季			
	冬季			

◎収集した個人情報について 当事業で収集した個人情報は、本人の同意があった場合を除いて、目的外利用や外部への提供は行いません。

※1 この参加登録をもって、信州エコポイントの参加登録者となります。すでに信州エコポイントに参加している方は提出不要です。

※2 参加登録は1回でOK! 次年度は自動継続されます。

(様式第2号の2) (第4条関係)

FAXの場合は、026-238-9780へお送りください

### プレミアムエコポイント 活動報告書

節電して報告しよう!

「報告事項」をご記入の上、FAX、電子メール又は郵送(表面参照)のいずれかで事務局に送付してください。

#### 「報告事項」

住所	〒		
代表者名	(フリガナ)		電話

#### 《夏季》

電気使用量 (kwh)		7月	8月	9月	3ヶ月計	★活動の報告 どんな方法で節電しましたか?教えてください!
	昨年					
	今年					

#### 《冬季》

電気使用量 (kwh)		12月	1月	2月	3ヶ月計	★活動の報告 どんな方法で節電しましたか?教えてください!
	昨年					
	今年					

※3 従来の信州エコポイントの活動報告書とは別に提出が必要です。

(様式第3号)(第6条関係)

## 信州エコポイント事業 事業協賛店舗申込書

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)  
温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

信州エコポイント事業の事業協賛店舗として、申し込みます。

区 分	小売店 飲食店 宿泊業 理美容 その他 ( )	
フリガナ 名 称		
代表者の 役職・氏名		
所在地	〒	
電 話		(担当者の所属、氏名)
F A X		
E メール		
ホームページ	リンク希望の有・無 (有の場合 URL )	

提供する特典 等の内容	(提供特典内容)
	(ポイント使用条件)

■送付先：信州エコポイント事業事務局：(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)

〒380-0835 長野市新田町 1513-2(82 プラザ長野) FAX：026-238-9780

(様式第4号)(第6条関係)

信州エコポイント事業 事業協賛店舗(変更・辞退)届

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)  
温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

届出者 所在地  
名称  
代表者氏名

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

- (1) 協賛内容を変更する店舗名
- (2) 変更の理由

(3) 変更の時期 平成 年 月 日から

(4) 変更する内容

	変 更 前	変 更 後
特典内容		
店舗名称		
所在地		
電 話		
F A X		

2 協賛を辞退したいので届け出ます。

- (1) 協賛を辞退する店舗名
- (2) 辞退の理由
- (3) 辞退の時期 平成 年 月 日

(様式第5号)(第8条関係)

信州エコポイント事業 設備機器協力店申込書

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)  
温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

信州エコポイント事業の設備機器協力店として、申し込みます。

販売機器の区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯システム <input type="checkbox"/> 高効率給湯システム [エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウイル、エネファーム] ※該当する機器を○で囲んでください <input type="checkbox"/> ペレットストーブ <input type="checkbox"/> 薪ストーブ
フリガナ 名称	
代表者の 役職・氏名	
所在地	〒
電 話	(担当者の所属、氏名)
F A X	
Eメール	
ホームページ	リンク希望の有・無 (有の場合 URL )
備 考	

(様式第6号)(第8条関係)

信州エコポイント事業 設備機器協力店(変更・辞退)届

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)

温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

届出者 所在地  
名称  
代表者氏名

1 協力内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1) 協力内容を変更する店舗名

(2) 変更の理由

(3) 変更の時期 平成 年 月 日から

(4) 変更する内容

	変 更 前	変 更 後
協力内容		
店舗名称		
所在地		
電 話		
F A X		

2 設備機器協力店を辞退したいので届け出ます。

(1) 設備機器協力店を辞退する店舗名

(2) 辞退の理由

(3) 辞退の時期 平成 年 月 日

(様式第7号)(第8条関係)

信州エコポイント事業 エコポイント申込書

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)  
温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名

信州エコポイント事業に係るエコポイントを下記のとおり申し込みます。

記

区分	販売予定数 (a)	1台当たりの 付与ポイント数 (b)	必要ポイント数 (c) = (a) × (b)	協力金額 (円) 100円 × (c)
太陽光発電システム		40P		
太陽熱給湯システム		40P		
高効率給湯システム	エコキュート	20P		
	エコジョーズ	20P		
	エコフィール	20P		
	エコウイル	30P		
	エネファーム	40P		
ペレットストーブ		40P		
薪ストーブ		40P		
合計				

(様式第8号)(第9条関係)

## 信州エコポイント事業 エコポイント協力金請求書

平成 年 月 日

様

温暖化防止エコポイント事業実行委員会

委員長



平成 年 月 日付で申込のあった、信州エコポイントに係る協力金を下記のとおり請求しますので、期日までに納入してください。

記

1 請求金額 円

(内訳) ポイント×100円＝ 円

2 納入期限

平成 年 月 日

3 振込先

口座名義： 温暖化防止エコポイント事業実行委員会  
委員長

銀行名： 八十二銀行 支店

口座種別： 普通

口座番号：

※振込み手数料等が生じる場合は、御社にてご負担ください。

(様式第9号) (第10条関係)

## 信州エコポイント事業 事業協賛店舗交付金請求書

平成 年 月 日

(長野県地球温暖化防止活動推進センター内)  
温暖化防止エコポイント事業実行委員長 様

交付申請者 所在地  
名称  
代表者名



信州エコポイント事業に係る事業協賛店舗交付金を、下記のとおり請求します。

記

1 交付金請求額 円

(内訳) ポイントカード枚数 ( ) × @ 円 = 円

2 振込先

フリガナ 口座名義人	
銀行名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	

3 添付書類等